

岡生安第 731号
令和5年2月14日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年9、10月実施分）

生活安全課

指摘事項1

令和4年7月31日現在，滞納繰越分の収入未済額が，墓地管理手数料において291万円余（収納率1.4%）認められました。

今後とも，この解消に格段の努力をしてください。

なお，現年度分についても，滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

ご指摘を踏まえ，墓地管理手数料については，9月に遅れていた滞納繰越分の歳入調定を行ったほか，滞納繰越分の催告書を送付するとともに，電話交渉を行う等収納に努めております。また連絡のつかなくなった墓地使用者の居所等を調査し，死亡している場合は親族等に墓地の承継を指導するなど，今後も使用者の状況を正確に把握し適切な債権管理を行ってまいります。

現年度分についても，納期までに納付がないときは，速やかに督促状を送付するほか，今後も引き続き電話交渉等を行い，滞納繰越を生じさせないよう努めてまいります。

【参考】

（令和4年7月31日現在）

節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料 （滞納繰越分）	円 2,956,970	円 41,250	円 2,915,720	% 1.4

（令和5年1月31日現在）

節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料 （滞納繰越分）	円 2,903,490	円 509,990	円 2,393,500	% 17.6

*令和5年1月31日時点の滞納繰越分の調定額が令和4年7月31日時点の額より減額しているのは，墓地の返還により管理料額が変更になったことによるものです。

指摘事項2

用地使用料の賦課及び墓地管理手数料（滞納繰越分）の調定について未処理のものがあるなど、債権管理に不備が認められましたので、適正な債権管理を行ってください。

改善措置状況

ご指摘を踏まえ、行政財産の使用許可（用地使用料）、墓地管理手数料の債権管理については、事務処理マニュアルに事務処理期日を明記するよう改めたほか、行政財産使用許可事務処理要領、債権管理マニュアル等を参考に墓地管理手数料債権管理マニュアルの改正を行いました。

また、賦課が遅れていた用地使用料228,782円については、全件の徴収が完了しました。

なお、事務処理に当たっては、今後同様の事態が生じないように、修正した事務処理マニュアルを課内で周知し手順を遵守させるとともに、新たに進捗状況確認表を作成し課内で共有することとし、課長をはじめとする管理職が各事務の進捗状況のチェック・フォローを行えるように改めました。